

## 第5 防災対策

### 1 県地域防災計画の整備状況

平成 24 年度は東日本大震災の教訓や課題を踏まえて、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを進めるため、県地域防災計画の修正等を行った。

### 2 市町村地域防災計画の修正指導

平成 24 年度は、登米市、栗原市、涌谷町に対して市町村地域防災計画の修正について助言等を行った。

表 1 市町村地域防災計画の作成状況（平成 25 年 3 月現在）

市町村名	作成年度	最終修正年度		市町村名	作成年度	最終修正年度	
仙台市	S38	震災編	H18	柴田町	S39	H20	
		風水編	H18	川崎町	S40	H13	
石巻市	S38	震災・風水編	H20	丸森町	S39	H22	
		津波編	H24	亶理町	S39	H20	
	H20	原子力編	H20	山元町	S39	H19	
塩竈市	S39	震災編	H19	松島町	S39	H22	
		風水編	H11	七ヶ浜町	S37	H21	
気仙沼市	H19	H19		利府町	S39	H18	
白石市	S39	H17		大和町	S39	H17	
名取市	S39	H19		大郷町	S39	H13	
角田市	S39	H17		富谷町	S39	H12	
多賀城市	S39	震災編	H19	大衡村	S38	H20	
		風水編	H21	色麻町	S39	H21	
岩沼市	S39	H24		加美町	H16	H16	
登米市	H18	地震・風水編	H24	涌谷町	S39	地震・風水編	H24
	H24	原子力編	H24		H24	原子力編	H24
栗原市	H18	H24		美里町	H19	地震・風水編	H24
東松島市	H17	H17			H24	原子力編	H24
大崎市	S19	H19		女川町	S39	震災・風水編	H21
蔵王町	S42	H24			S58	原子力編	H13
七ヶ宿町	S41	H21		南三陸町	H18	H18	
大河原町	S39	H20					
村田町	S39	H22				計 35 市町村	

### 3 震災対策

東日本大震災前においては、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の宮城県沖地震に関する長期評価に基づき、発生の可能性が高いとされていた宮城県沖地震に備えて、県をあげて震災対策を推進してきたところであった。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は大津波により甚大な被害をもたらした未曾有の大災害となり、津波避難のあり方など様々な課題が突きつけられたところである。

そこで、震災からの復興を推進するとともに来るべき次の大規模震災に備えるためにも、従来の対策に加えて、今回の震災の教訓を踏まえた各種計画及びマニュアル等の見直しや防災意識のさらなる普及啓発等に向けた取組を進めている。

#### (1) 震災対策推進条例の制定

県民総ぐるみによる震災対策を推進する気運を高めるため、平成 20 年 10 月 23 日に「震災対策推進条例」を制定し、平成 21 年 4 月 1 日から施行した。

#### (2) 行動計画(アクションプラン)

平成 15 年に「みやぎ震災対策アクションプラン」(平成 15 年度～19 年度)を策定し、震災対策を進めてきたが、発生が危惧されている宮城県沖地震への備えは県民の安全・安心の確保の点から県政の重要課題であり、引き続き対策を推進していく必要があることから、県の地域防災計画、震災対策推進条例を踏まえ、県が実施する震災対策の行動計画として平成 21 年 3 月に「第 2 次みやぎ震災対策アクションプラン」(平成 21 年度～24 年度)を策定し、様々な震災対策を推進している。

(平成 23 年度以降は、震災復興計画に事実上、代替させている。)

#### (3) 第 4 次地震被害想定調査

宮城県では、昭和 53 年の宮城県沖地震を契機とし、平成 12 年発表の「宮城県沖地震の長期評価」を踏まえて、ハード、ソフトの各種施策を行い、地震に強い地域づくりを進めてきた。その中で、地形情報や地質情報などの地盤条件ならびに人口、建物の種別やライフラインなどの社会条件をもとに想定地震に対する地震動、津波を予測し、その結果から人的被害、建物被害及び経済被害などを算出し、震災対策などの基礎資料とするため、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて第四次地震被害想定調査に着手したところである。

調査を行う上で、宮城県防災会議の下部組織として、学識経験者及びライフライン等関係機関の職員で構成する「地震対策等専門部会」を設置し、その専門部会の中で調査方法・評価などに関して専門的事項の指導・助言を受けながら進めていたが、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、調査のための基礎資料(ライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本)の対象が毀損してしまったことから、これらに基づく被害想定調査を行うことができなくなった。

このため、平成 22 年度の第 2 回地震対策等専門部会における中間報告をもって本調査は完了させることとした。

#### (4) 緊急地震速報の整備

緊急地震速報については、平成 19 年 10 月から一般への提供が開始されているが、県では、仙台管区气象台と連携して、広く県民に周知するとともに、平成 20 年度に県庁行政庁舎に 1 台、平成 21 年度に県議会庁舎、警察本部庁舎、大河原、仙台、大崎、栗原、石巻、登米、気仙沼、南三陸各合同庁舎、図書館、美術館、循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターに各 1 台(計 15 台)導入し、来庁者等の安全の確保を図った。

なお、循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターは、平成 23 年 4 月 1 日から地方独立行政法人宮城県立病院機構に移行した。

#### (5) 出前講座の実施

宮城県沖地震を始めとする大規模な地震に備えるため、地域の自主防災組織、町内会又は企業等からの申込みに基づき、職員を講師として派遣する出前講座を実施している。

#### (6) 宮城県津波対策ガイドラインの一部改訂

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、本県沿岸部に極めて甚大な被害を及

ほし、県内で1万人を超える死者・行方不明者が発生した。再び最大クラスの津波が来襲したとしても、同じような犠牲者が出ないようにするため、高台移転や海岸堤防等のハード整備とともに、悪条件下でも人命だけは必ず守ることのできる津波避難計画を策定する必要があることから、既存の「宮城県津波対策ガイドライン（平成15年12月）」の一部を改訂し、「津波避難のための施設整備指針」として取りまとめた。今回の震災で明らかとなった課題を踏まえ、津波襲来時に円滑な避難を可能とするための避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サイン等の整備に際して留意すべき事項について整理し、指針として取りまとめたものである。

#### **（7）宮城県防災指導員養成講習の実施**

震災対策推進条例に基づき宮城県防災指導員養成講習を実施した。本講習では、防災に関する知識及び技能等の修得を通じて地域や事業所等における防災リーダーの養成を行っており、平成24年度においては地域防災コースを18回、企業防災コースを5回の計23回開催した。また、既に宮城県防災指導員に認定されている住民に対してフォローアップ講習を5回開催した。